

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	中野 美春
登録番号又は法人番号	00130018
所属する単位会	埼玉県行政書士会
事務所名称	中野法務事務所
事務所所在地	埼玉県鴻巣市原馬室3540番地
処分年月日	令和5年3月24日
処分内容（種類）	6か月の会員の権利停止 (令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間)
上記処分をした理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該会員は当会への苦情申出者の承諾及び業務契約がないにも拘らず戸籍謄本を取得した。その後、苦情申出者への文書で「所有権移転登記は小職がします」と断言した。更に、苦情申出者の携帯電話番号を、長期に渡り疎遠である実兄（相続人）に無断で開示した。</li> <li>2. 当該会員の使用済み職務上請求書について点検を行った結果、未記入項目多数、具体的必要事由がなく不適切な記載があった。成年後見申立・養子縁組・遺贈の執行等、行政書士業務以外の使用と思われるものもあり、不備な点が多々あった。</li> <li>3. 本件は行政書士法第10条（行政書士の責務）、埼玉県行政書士会会則第12条（会員の責務）、行政書士倫理第25条（規律の遵守）、同第31条（紛議の処理）、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第五条（使用の制限）、同第八条（職務上請求書の記載）等に抵触することは、綱紀委員会の意見聴取において、又、総務部、監察部の事前調査においても明白である。</li> <li>4. よって、埼玉県行政書士会会則第17条に基づき、同第17条の2第1項第2号の「6か月の会員の権利の停止」の処分に処することが、令和5年3月24日開催された理事会で決定された。</li> </ol>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第12条 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。</p> <p>行政書士倫理第25条 行政書士は、法及び法に基づく命令並びに日本行政書士会連合会及び所属する行政書士会が定める規律を遵守しなければならない。</p>

い。

#### 行政書士倫理第31条

行政書士は、業務に関して紛議が生じた場合には、自主的かつ円滑な協議により解決するよう努めなければならない。

#### 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条

行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。

#### 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第8条

行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書に、不実の記載をしてはならない。

- 2 職務上請求書の利用目的の種別欄等各欄は、行政書士又は行政書士法人の職務上請求に該当することが明確になるよう、具体的に記載しなければならない。
- 3 職務上請求書には、本会が定める「記入要領」に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）をしてはならない。